

富山地方裁判所委員会（第15回）議事概要

1 開催日時

平成22年11月15日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

【委員】

青柳良明，栗本正貴，慶徳榮喜，小室 修，柴田秀樹，西川育恵，古金 廣，
星野富一，山本公子

【ゲストスピーカー】

貫田民事調停委員，石井民事調停委員

【事務担当者】

大西富山簡裁裁判官，青木民事首席書記官，佐竹富山簡裁庶務課長，永井
事務局長，藤田総務課長，笠松総務課課長補佐，田中庶務係長

4 進行次第

- (1) 委員長あいさつ
- (2) ゲストスピーカーの紹介
- (3) 議事

ア 民事調停制度についての基本説明

- (ア) 民事調停制度について
- (イ) 調停の種類
- (ウ) 調停委員について
- (エ) 富山県における民事調停事件の現状

イ 調停関係施設の見学

ウ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

エ 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」の取扱いについて

5 次回テーマ

「法テラスについて」

6 次回期日

平成23年5月16日（月）午後2時

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(○委員長, △委員, ■ゲストスピーカー, ◆事務担当者)

- △ 調停制度の存在を初めて知ったが, 利用しやすい制度だと思う。同制度をもっと広報して, 国民に知ってほしい。
- △ 調停の申立人側から見れば, 交通費を負担してまで相手方住所地の管轄裁判所まで出向くのは理不尽という思いがある。
- △ 交通事故は, 損害保険会社間で示談交渉を行うものと考えていたが, 交通調停とはどのような内容の調停なのか。また, 農地と宅地建物の調停を分けるのはなぜか。
- 交通調停は, 人的損害の賠償のみを対象とした調停で, 保険会社を介した交渉で示談ができないときに利用されている。農事調停は, 農地に関する調停であるのに対し, 宅地建物調停は, 宅地やその宅地上の建物に関する調停になる。
- △ 敷金返還に関する調停はどのような調停に該当するのか。
- ◆ 物件の利用関係が終了していると, 一般調停に該当する。
- △ 調停委員が当事者と利害関係を有している場合, 途中で調停委員が交替するようなことはあるのか。
- ◆ 調停委員の選任段階で, 調停委員に対して事前に当事者との関係の有無を尋ね, 利害関係の存在が確認できれば選任しない。調停の途中で利害関係の存在が明らかになった場合は, 他の調停委員と交替することになる。
- △ 調停制度の広報はどのように行っているのか。
- 裁判所のロビーにリーフレットを備え置いている以外に, 裁判所のウェブサイトにおいてリーフレットと同様の情報を紹介しており, 一般の方は, そのようなツールで調停制度を知った方が多いのではないかと考えている。ま

た、市町村などの関係各機関にリーフレットを配布して備え置いてもらっているほか、市の広報誌に調停制度に関する情報を掲載してもらっている。

- 富山、高岡、魚津の各調停協会が、国民に調停制度を知ってもらうことを主たる目的として、毎年調停相談会を行っている。相談会の開催に当たっては、マスコミを通じた広報や、官公庁や関係機関へのポスターの掲示依頼、市の広報誌への掲載など、各種取組を行っている。また、相談会に参加した方にアンケートを行って相談会をどのように知ったかを情報収集し、次回の相談会を開催する際の広報活動の参考にしている。

△ 簡裁の受付窓口を見学した際、相談者同士は遮へい措置が講じられていたが、相談者と執務中の裁判所職員との間に遮へい措置が講じられていなかった。もっと相談者のプライバシーに配慮した対策が必要ではないか。

△ 調停の相手方は、必ず呼出しに応じなければならないのか。

- ◆ 調停期日への出頭は任意だが、正当な事由なく期日に出頭しない場合、過料の制裁を受けることがある。実際には、相手方が不出頭であれば、調停申立ての取下げ又は調停不成立という形で事件が終了している。

△ 当事者双方の主張が、例えば0と10という全く正反対である場合、調停委員会はどのように対処するのか。

- 調停委員会は、最初に当事者双方の主張を聴いて争点を正確に把握すること、当事者が紛争を冷静に受け止め、落ち着いて話し合いができるような環境を作ることに努めている。そして、当事者が冷静になった段階で争点を提示することで、当事者は相互に意見の食い違いを理解し、感情論ではなく、実質的な紛争の解決に向けた当事者の互譲精神を引き出し、両者が納得のいく結論に導けるものと考えている。したがって、当事者双方の主張が正反対である場合、一方の主張に偏重することは適切な解決法にはならないため、調停委員会としては、そのような方針はとらないようにしている。調停成立の前提は、当事者が納得して合意することであり、どちらの主張が何割反映さ

れたかということは、当事者双方が納得した結果でしかない。

- ケースによるが、実際の調停では、調停委員会が当事者の主張を粘り強く聴くことで、話しているうちに落ち着く方や、主張が和らぐ方もいるので、当事者の様子を見ながら柔軟に対応している。例えば、一方の当事者の主張がほとんど認められない、0であるという形で調停が終了すると、その場では納得したように見えても、主張が通らなかった当事者は気持ちが収まらず、後日、再度調停を申し立てることもある。このような場合、いくらかの支払をしない限り紛争が繰り返されることが明白なので、当事者を説得して、いくらかを支払うという形で解決を図ることは考えられる。

△ 調停案に当事者の一方又は双方が納得しない場合、調停委員会としてどのように対処するのか。

- ◆ 調停委員会として妥当な調停案と判断した場合は、当事者の合意が調わなからといって直ちに調停不成立とするのではなく、調停案を調停に代わる決定という形で提示している。この場合、当事者から決定に対する異議申立てがあれば、決定は失効して調停は終了し、異議申立てがなければ、決定どおりの調停が成立したのと同様の効果が発生する。

△ 検察庁の取調べでも、交通事故等の被害者が、金銭賠償の話が調わず加害者を刑事告訴したような事案では、当事者双方を同一時刻に同じ部屋に呼ぶと、当事者同士が話し合い、示談が成立して告訴を取り下げるというケースが見受けられる。また、検察官が、当事者の主張とそれを裏付ける証拠を照合し、事実認定の作業を進めていくうちに、どちらの主張が正しいのかがおのずと明らかになって、示談成立に導かれることもある。

調停事件の中にも、明確な証拠は存在するものの、感情的対立によって紛争が複雑化しているものもある。このような意味で、調停制度と刑事告訴における示談とは共通点があるような気がする。

- ◆ 調停においても、当事者の説得や合意を図る上で、事案の解明が必要にな

ってくるので、証拠は必要である。

- 調停では、相手当事者が面前にいない方が率直に意見を話せるため、双方に別々の待合室で待機してもらい、調停室で別々に話を聴くのが通常である。しかし、調停期日を重ね、当事者双方が争点を把握し、冷静になって相互理解も図られ、調停委員会が相当と判断した場合には、当事者の同意を得た上で、同席調停も行っている。

△ 当事者に代理人の弁護士（以下「代理人」という。）が付いているか否かにより、当事者の調停制度や証拠に対する理解度に差が生じるため、調停委員会には、そのあたりを配慮していただけると助かる。また、調停になじまないケースも一定数あると考えるので、調停委員会と協力し、そのような事件の見極めも行っていきたい。

△ 調停委員は、代理人が付いているかいないかで、どのような配慮をしているのか。

- 代理人を付けていない当事者に不利だと感じさせないような配慮をしている。代理人は依頼者にとって有利になるよう裁判所に働きかけるわけであり、調停委員がそれに加担するような運用は絶対に避けるようにしている。逆に、代理人はいわゆる「落ち着きどころ」を心得ており、依頼者を説得し、調停成立に寄与してくれることもある。

- 代理人の付いていない当事者に調停の成立を強制するようなことはない。いつも、調停案に納得できなければ、調停が成立することはない旨説明している。

△ 消費生活センターでも、相談員が調停委員と同じような仕事をしている。業者に対して、相談者が生活できなくなるなどの事情を相談員が熱意をもって伝え、業者の厚意で支払を免除してもらえることもあった。まず相談者の話を聴くことが重要という実感がある。

△ 調停は、調停委員という一般市民の第三者が加わって紛争を解決する制度

であることから、国民にとって敷居の低い制度であり、今まで遠い存在であった裁判所を身近に感じる。裁判所の窓口では、訴訟という費用や時間もかかる手段だけでなく、調停という、安価で利用しやすい制度も選択できるということをきちんと説明してほしい。

△ 調停が身近な制度であることを周知すれば、もっと利用が増えるのではないか。

△ リーフレットでは、民事調停の特徴として、事件全体の90パーセントが3か月以内に解決されているとあるが、富山県の状況はどうなのか。

◆ 例外的な事件を除けば、富山県も概ね同程度であると理解している。

■ 調停の内容次第ではあるが、第1回調停期日は、当事者の主張を交互に聴いて、必要な範囲で相手方に伝え、それぞれの立場を認識してもらい、第2回期日までに、双方とも期日間に主張の検討をしてもらい、その上で第2回期日に臨み、その日の話し合いによっては、同期日で調停がまとまるものもあれば、まとまらずに次回期日までに更に検討してもらい、第3回期日でまとまるものが多い。

△ 調停では、公平性がいかに担保されているかが重要になると思う。また、調停の紛争類型別に解決例の情報を公開し、調停という制度による紛争解決について国民が知ることのできるような取組をしてもらいたい。

△ 法曹人口が増加しているので、当事者双方に弁護士が付くことで調停制度の利用促進と弁護士の活用を両立させるような取組を行っていくことが望ましい。

△ 調停制度は、民事訴訟によらず紛争の解決を図る有意義な制度である。しかし、その一方で、紛争を解決しようという熱意が強いあまり、調停委員の発言が当事者を傷つけるような事態も発生しているようである。さ細な発言でも、紛争を抱える当事者にとっては、場合によっては大きなショックを受けることを配慮いただけると、一層充実した調停の運用がなされていくので

はないか。